

平成 30 年 6 月 7 日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380013

研究課題名(和文) 混合法における信託の比較法制史的研究

研究課題名(英文) Comparative and historical study on trust from the perspective of Mixed Legal System

研究代表者

松本 英実 (Matsumoto, Emi)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：50303102

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：混合法(ミクスト・リーガル・システム、mixed legal system)の方法論に立脚して、信託及び信託類似の制度について、比較法制史的考察を行った。混合法における信託を考察するためには、ローマ法の考察が不可欠であることを基本として、一方では古代ローマ法、古代ギリシア法を、他方では狭義混合法(特に南アフリカ法)、広義混合法(バルカン法)を比較対象として、混合法としての日本法との比較を試みた。特に、信託の公的コントロールにの多様なあり方を抽出し、ローマ法と信託法の伝播diffusionという視点から長期にわたる法の展開の全体像と日本法の位置づけを得ることが出来た。

研究成果の概要(英文)：Japanese trust can be seen as a fruit of mixing the Anglo-American Common law with the Civil law which we received from France and Germany. This is why we turn to the South African law and the Roman Dutch law for comparison with our law. Focusing on the South African concept of "office" for the trustee, we extend our interest to the comparison of public control of trust and searched in the ancient laws of Rome and Greece on the one hand, and in the modern laws of mixed legal systems such as Scotland, Quebec, Louisiana on the other. We are also interested in modern codification in Balkan countries of Serbia, Croatia, and Montenegro to see how they managed the legal settings in which a trust or a trust-like institution could work, and how they arranged or not the public control to them.

研究分野：法制史、比較法

キーワード：混合法 信託 ローマ法 信託遺贈 ローマン・ダッチ・ロー 古代ギリシア 法廷弁論 mixed legal system

1. 研究開始当初の背景

本研究の出発点には、平成 20 22 年度科
研費基盤研究(C)「ミクスト・リーガル・シス
テム研究序説 日本法の比較法的再定位と
実践的再構成」、平成 23 25 年度基盤研究
(C)「ミクスト・リーガル・システム論による
日本法の比較法的再定位 条理、名誉棄損、
信託」がある。ミクスト・リーガル・シス
テム論はわが国ではこれまで十分に検討され
てこなかったが、日本法を分析・記述するた
めの有望な視角・方法である。これまでの基
盤研究から本研究を貫く基本的立場は、日本
法はミクスト・リーガル・システムである
という仮説であり、この観点から、混合に焦
点を当てた比較法方法論を追及すると同時に、
具体的な制度や概念(条理、名誉棄損、信託)
を通して同方法論が有効であるかを検証し
てきた。その結果、狭義ミクスト・リーガル・
システム(大陸法 Civil law と英米法
Common law の混合)概念も、広義ミク
スト・リーガル・システム(あらゆる法の混合)
概念も二つながら日本法にとっては重要で
あり(分析概念として、また分類概念として)、
また日本法における複数法の混合を論ずる
際は、学説における混合と判例・実務におけ
る混合との相違を認識する必要がある、とい
う理解を得た。本研究はこれをふまえて、テ
ーマを信託に絞り、研究をより深化させるも
のである。

2. 研究の目的

本研究「混合法における信託の比較法制史
的研究」は、近時社会的経済的に新たな重要
性を帯びるに至っている信託に対し、「混合法
(ミクスト・リーガル・システム mixed
legal system)」の方法的基礎に立って比較法
制史的分析を行うことにより、我国の信託法
研究に対して、理論的・実践的示唆を提供す
ることを目的とする。また、新たな比較対象
(混合法域)を設定することにより、機能主
義的方法論のもと「先進国」との二国間比較
に終始してきた 我国の比較研究に新機軸を
提供する。

3. 研究の方法

本研究の方法論的特徴は、混合法論を用い
ることであるが、第一に、信託を論ずるのに
ローマ法の分析を不可欠とすること、第二に、
狭義の信託のみでなく、より広く信託の用い
られる法的状況に対する他の対応方法、信託
類似の制度を問題とすること、第三に新しい
比較の対象(狭義混合法、古代法、バルカン
法)を設定すること、第四に各国を分離され
た個別例としてとらえるのではなく、法の普
及・伝播・拡散 diffusion の一環としてとら
える(信託法の大海)視点を採用すること、
といった点が独自の特徴である。以下にこれ

らの要点を述べる。

(1) 本研究は英米法と大陸法の混合法(狭
義ミクスト・リーガル・システム)から出発
する。特に蘭英の二度の植民地経験を有する
南アフリカは、非法典国であり、「ローマン・
ダッチ・ロー(Roman-Dutch Law)」が「コ
モン・ロー」かつ実定民法である。スコット
ランドも影響をうける「ローマ=オランダ
法」の理解無くして混合法における信託制度
の理解は不可能である。

(2) 本研究では、ローマ法のみならず古代
ギリシア法を比較対象とする。法廷弁論を素
材として、相続、後見の問題を信託と対照さ
せながら分析する。

(3) 広義混合法の法域としてバルカン法を
比較対象として設定し、その近代化、法典化
における信託類似制度の取り扱いを分析す
る。

(4) 信託法を含む英コモン・ローの世界的
普及の過程、ローマ法の世界的伝播の過程を
たどり、日本法を東回りと西回りの diffusion
経路の合流する点としてとらえることを試
みる。

4. 研究成果

(1) 南アフリカ信託法の研究を通じて、同法
の信託の構成の重要な特徴は、受託者の法的
地位を office としてとらえることに見いだ
された。Office の公的側面が裁判所等による
公的介入による受託者・信託のコントロール
を可能とする、とされる。この点をとらえて、
様々な法における信託類似制度、信託が要請
されるような法的状況に対する対処について、
同様の公的コントロールの仕組みを探索
した。

通常、信任義務の法的コントロールという
角度から論じられるこの問題に対し、比較法
制史の検討を通して以下のような考察が得
られた。

古代ギリシアにおいては、相続、後見をめ
ぐる事件において、当事者が限られるディケ
ーと並んで、誰もが訴訟提起できるグラペ
ーの手続きが開かれていることが注目される。
こうすることによって特に未成年等の財産
管理が「一般」の監視のもとに置かれるので
ある。法廷弁論(デモステネス弁論 36, 37,
38 番)を通じて、具体的にどのような事件で、
誰によって、どのようにこれが提起されるの
かが観察され、そこには同時に、互酬性から
対価の要求へと変化する社会の変質が看取
される。

なお、ローマばかりでなく古代ギリシアに
興味深い比較法の素材が求め得ることに関
しては、より一般的にも論じた(業績)。

ローマ法では、fides の問題として歴史的
な展開が見られる。当初 fides に支えられた
慣習上の制度として生じた fideicommissum
(信託遺贈)は、ローマ市民法システムの外
で機能していたが、アウグストゥス帝が、信

託遺贈に法的拘束力を認めて以降、ローマ市民法、特に相続法システムの中で、システムそのものを大きく展開させていった。文言の形式を法的効果の根拠とする方法から意思を中心とした解釈方法へ導き、法を複雑な要請に適應させていったのも信託遺贈の影響が大きい。また、信託遺贈はきわめて多様な場面で機能していたが、そのうち *alumnus* という里子、養子が受益者となるケースをいくつか取り上げた。また、*bona materna* という家子が実母を相続して得た財産をめぐる信託遺贈例から、家長のみが財産権を有すると考えられていたローマ法の原理にはいくつかの留保されるべきルールが背後にあったことが明らかになった。

バルカン法においてみられる大家族ザドルーガにおいて「相続」が発生すると、ここに教会の関与が見られる。このような「公的」コントロールが、近代民法の成立とともにいかに処理されていくかが問題となる。モンテネグロにおいて、ヴァルタザール・ボギシッチが 1888 年一般財産法典を策定し、家族法に関する分野は法典化の対象から外したことが一つの回答の仕方と考えられるが、この点は今後より詳細な検討を要する。これについて基盤研究(C)「ミクスト・リーガル・システムにおける慣習法の位置」を開始した。

日本法における「業法」を通じての信託統制も公的コントロールの一つと考えられるであろうか。

(2)ローマン・ダッチ・ローについて

信託遺贈の現代的展開として、南アフリカの遺言信託にかかわる重要判例をとりあげ、引用されたローマ法文の分析を試みた。これらの例は、母や祖母からの財産の信託遺贈、養子、未成年者への遺贈と関わっている。南ア判例では、法的判断の根拠となる家族関係のパターンと法理を介して、ローマ法を根拠として新たな法理を生み出していることがわかった。

(3)信託法の diffusion

16 世紀までのイングランドにおける信託法の発展に接続する形で、南アフリカやインドといった、18 世紀・19 世紀のイギリスの植民地支配と信託法の導入について、歴史的観点から調査を行い、イングランドから東周りに南アフリカ、インドを経て日本、また西回りに北米大陸を経て日本へという信託の世界的な伝播を追う形で検討を深めていった。さらに、アメリカにおけるニューヨーク民法草案、ルイジアナ民法典、カリフォルニア民法典、テキサスの信託立法、さらにアジアにおける韓国、台湾、中国の信託立法にまで検討の幅を広げ、これらの信託立法間の連関まで射程に入れた検討を行った。

以上総じて、信託における公的コントロールの法制史的比較という試み、混合地域と日本法との比較、混合法としての日本法の把握という本研究のアプローチは、国内外を

じて新しい分析であった。成果については特に海外で積極的に発表し、活発な討議を行うことが出来た。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 31 件)

松本 英実 'Valtazar Bogišić (1834-1908) and Gustave Boissonade (1825-1910): some neglected aspects of Modern Japanese Law' 青山法学論集 59 巻 4 号、p. 1-15、査読無、2018. 3

松本 英実訳、スターネ・ジヴァノヴィチ著「ヴァルタザール・ボギシッチ 1834-1908 その生涯と業績」、青山ローフォーラム 5 巻 2 号、2017 年 3 月、27 - 38 頁、査読有
吉村朋代「ローマ法の信託遺贈による相続法改革」『信託研究奨励金論集』第 38 号、pp. 55-70、2017 年

吉村朋代「【書評】足立公志朗「フランスにおける信託的補充指定の歴史的考察(1) ~ (5・完)」『法制史研究』第 67 号、2017 年

<https://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/19759/19759>.

松本 英実「学界回顧 2016 法制史(西洋法制史 全般、中世・近世)」法律時報 1106 号(88 巻 13 号) 2016 年 12 月 p. -235, 236-237 査読なし

松本 英実「オデュッセイアにおける法的諸問題」青山ローフォーラム 5 巻 1 号、2016 年 7 月、37-45 頁、査読有

<https://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/19029/19029.pdf>

松本 英実【書評】「石井三記「一七八九年フランス人権宣言のテルミノロジーとイコノロジー」法政論集(名古屋大学) 244 号、2014 年、37-74 頁」法制史研究 65 号(法制史学会年報(2015 年)、2016、p. 348-352. 査読有

松本 英実「ボギシッチによる日本民法典編纂への助言(松方正義・ボギシッチ会見)

ボギシッチ博物館所蔵資料の紹介」、青山法学論集 57 巻 4 号、2016.3、p. 441-465、査読有

松本 英実「広義ミクスト・リーガル・システムと日本法 「ミクスト・リーガル・システム論から見た慣習法の総合的比較研究」のアプローチとその成果」、青山ローフォーラム 4 巻 2 号、p. 1-10、査読有、2016.2

<https://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/18739/18739.pdf>

松本 英実「ボワソナード/ボギシッチ書簡 ボギシッチ博物館所蔵資料の紹介(1)」青山ローフォーラム 4 巻 2 号、p. 11-35、査読有、2016.2

吉村朋代「新しい公民科目と「法教育」主権者教育・シティズンシップ教育との関係と課題」、広島国際大学教職教室教育論叢、査読無、7 号、35-54 頁、2016 年
吉村朋代、桑原萌子「シティズンシップを

- 身につける主権者教育・法教育 政治参加を学ぶための学習指導案例」、広島国際大学教職教室教育論叢、査読無、7号、55-64頁、2016年
- 葛西 康徳「ヒュプリスと名誉毀損 古代ギリシア・ローマにおける情報の一側面」『知的財産・コンピュータと法 野村豊弘先生古稀記念論文集』商事法務 2016年3月、1039-1074頁
- 葛西 康徳 仲手川良雄『古代ギリシアにおける自由と社会』(創文社 2014年刊)『法制史研究 65巻』成文堂 2016年3月、260-265頁
- 松本 英実「2015年学界回顧 西洋法制史全般、中世・近世」法律時報 1093号(87巻13号)、2015年12月 p.328, p.330-331 査読なし
- シーマ・アヴラモヴィチ・松本英実(共著)「ボギシッチと日本民法典セルビア、モンテネグロと日本法の接点」、青山法学論集 57巻1号、2015年6月、61-70頁、査読なし
- 松本 英実「2014年度判例研究所プロジェクト総合比較研究プロジェクト「ミクスト・リーガル・システム論から見た慣習法の総合的比較研究」によるセルビア・クロアチア・モンテネグロ訪問」青山ローフォーラム 4巻1号、2015年、143-179頁、査読有
- 松本 英実「グローバル化と比較法」法律時報 87巻7号(2015年6月号) 86-91頁(連載 グローバル化と法の変容2 グローバル化による法源論の変容) 査読無
- 松本 英実【書評】「工藤晶人『地中海帝国の片影 フランス領アルジェリアの19世紀』」、法制史研究 64号(法制史学会年報(2014年)、2015、p.455-460、査読有
- 松本 英実【書評】「大久保健晴『近代日本の政治構想とオランダ』東京大学出版会、国家学会雑誌 128巻1-2号(2015年2月)、2015、p.202-205 査読有
- ②①吉村 朋代【書評】野田龍一著「遺言による財団設立の一論点 シュテートル美術館事件と『学説彙纂』D.28.5.62pr.」(一)(二・完)『福岡大学法学論叢』第58巻第2号、第3号、法制史研究、64巻、514-518、2015
- ②②吉村朋代、【書評】野田龍一著「遺言による財団設立の一論点 シュテートル美術館事件と『学説彙纂』D.28.5.62pr.」(一)(二・完)『福岡大学法学論叢』第58巻第2号、第3号、法制史研究、査読なし、64巻、514-518、2015年
- ②③松本 英実「学界回顧 西洋法制史 全般、中世・近世」法律時報 1080号(86巻12号)、2014、p.326, p.328-329 査読なし
- ②④MATSUMOTO, Emi, “Japanese Law of Torts as a Mixed Law”, Aoyama Law Review, 56.1, 2014、p.121-130、査読なし
- ②⑤松本 英実【翻訳】「シーマ・アヴラモヴィチ「セルビア法 ローマ・ビザンツとオーストリアの法伝統の間で」」、国際哲学研究別冊4『法の移転と変容』(東洋大学国際哲学研究所) P.95-107、2014、査読有

- <http://www.toyo.ac.jp/uploaded/attachment/14324.pdf>
- ②⑥レーナ・ファン・デン・ベルク『19世紀南アフリカにおけるローマン・ダッチ・ローの特異なる存続について』、19世紀学研究 8号、2014、P.7-19 査読有
<http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/handle/10191/16842>
- ②⑦松本英実「Tony Weir, *Tort Law*, Clarendon Law Series, 2002」AGULI 青山学院大学図書館報 96、p.5、2014、査読なし
<http://www.agulin.aoyama.ac.jp/sites/default/files/AGULI-96.pdf>
- ②⑧MATSUMOTO, Emi, “L’idée de système juridique mixte pour comprendre le droit japonais”, BRUNET, Pierre, HASEGAWA Ken et YAMAMOTO, Hajime (dir.), *Rencontre franco-japonaise autour des transferts de concepts juridiques* (Les Editions Mare & Martin), 2014, 69-77 査読有
- ②⑨葛西 康徳「はじめに - 海を渡ったローマ法 -」(特集 法典化の19世紀 - (ポスト)コロニアル・パステクティブ)19世紀学研究 8号、2014、p.5、査読有
- ③⑩葛西 康徳 古山夕城著「アルカイック期クレタにおける法碑文のコスモロジー 形式・形態分析と現象論」『法制史研究』64巻(2014)成文堂 465 - 469頁、2015年3月
- ③⑪溜筋 将之「信託の大航海時代：イングランドからの伝播と変容」2014年11月信託協会・信託研究奨励金論集 35号 39-62頁
- [学会発表](計26件)
- 吉村 朋代「pap.12 resp.D.39,5,31,1を中心に～Bona maternaとParapherna研究に向けて」日本ローマ法研究会第1回大会、2018年3月17日
- 松本 英実「比較法学者杉山直治郎」信州大学人文学部シンポジウム、2018年2月26日
- YOSHIMURA, Tomoyo, `res extra dotem`made by a mother-Pap D.39,5.31,1-, 71st Session of SIHDA Bologna-Ravenna 2017, 14, September 2017
- Emi Matsumoto Valtazar Bogišić and Gustave Boissonade: some neglected aspects of Modern Japanese Law, 4th Cambridge-Tokyo Law and Classics Seminar, Pembroke College, Cambridge, UK, 29 August 2017, 15:20-15:45
- Emi Matsumoto Valtazar Bogišić (1834-1908) and Gustave Boissonade (1825-1910): some neglected aspects of Modern Japanese Law, British Legal History Conference, University College London, UK, 6 July 2017, 11:30-12:00
- 葛西 康徳・松本 英実「『オデュッセウスの記憶』についてのもう一つの道 イタケ島からアドリア海へ」日仏ギリシア・ローマ学会、2017年5月20日(土) 17:30~19:00 アテネ・フランス

吉村 朋代 bona materna の相続について
- CTh.8.18.1 (=CJ.6.60.1)と古典期法、
ローマ法研究会、2017.3.11

TAMARUYA Masayuki, Japanese Law of
Trusts within the Global Process of
Legal Diffusion at University of Sao
Paulo Faculty of Law Symposium, November
9, 2016

TAMARUYA Masayuki, Diffusion and
Transformation of Trust Idea: From
England to East Asia, at Tokyo Edinburgh
Humanities and Law Seminar September
5, 2016

Emi Matsumoto, Valtazar Bogisic
(1834-1908) and Japanese Codification
from the perspective of mixed legal
system, Tokyo Edinburgh Humanities and
Law Seminar, 5 (MON) September 2016, Old
Medical School, University of
Edinburgh,

Emi Matsumoto, Pledge in Japanese
modern codification, Tokyo Cambridge
Law Seminar, "Surety and Security",
Rushmore Room, St. Catharine's College,
Cambridge, UK, 30th August 2016 (Tue)

MATSUMOTO, Emi, "The idea of law-giver
in J.J. Rousseau's *Du contrat social* and
the difficulty in Japanese
translation", Southern African
Society of Legal Historians
《Legislation in the Western Legal
Tradition》, Sun City, South Africa, 7
October 2015

KASAI, Yasunori 'The Idea of Lawgiver
or Legislator in the Greek and Roman
Law', Conference Southern African Legal
Historians, October 2015, Sun City,
South Africa

KASAI, Yasunori 'Defamation in Roman
Law And Japanese Law' Girton College,
University of Cambridge, 1 September
2015

MATSUMOTO, Emi, "Japanese Law of Torts
from the Perspective of Mixed Legal
System", Cambridge Japanese and
Comparative Law Seminar, Girton College,
Cambridge, UK, 1 September 2015

YOSHIMURA, Tomoyo, 'alumnus' and
'fideicommissum' in Roman Law,
Edinburgh Law and Classics Conference
(The University of Edinburgh, United
Kingdom), 2015年8月25日

MATSUMOTO, Emi, "The idea of law-giver
in J.J. Rousseau's *Du contrat social* and
the difficulty in Japanese
translation", Edinburgh Law and
Classics Conference, University of
Edinburg, UK, 25 August 2015

MATSUMOTO, Emi, "Valtazar Bogisic and
some Neglected Aspects of Modern
Japanese Law," 4th World Congress of
World Society of Mixed Jurisdiction
Jurists, McGill University, Montreal,
Canada, 2015.6.25

MATSUMOTO, Emi, "Boissonade and

Bogisic, a parallel study",
International Conference "The Role of
Law in the Era of Globalization",
Faculty of Law, University of Donga
Gorica, Pod Gorica (Montenegro),
2015.3.20

<http://portalanalitika.me/clanak/180632/udg-konferencija-o-ulozi-prava-u-eri-globalizacije>

MATSUMOTO, Emi, "Boissonade and
Bogisic, a parallel study",
International Conference of Japanese
and Serbian Scholars "Comparative Law,
Codifications, Customary Law, and Mixed
Legal Systems", Faculty of Law,
Belgrade (Serbia), 2015.3.16

<http://www.ninamedia.rs/ftp/pravni/18.03.2015/>

⑳ 吉村 朋代、信託と信託遺贈
D.36.2.26.1; D.36.1.48、ローマ法研究
会、京都大学、2015年3月14日

㉑ MATSUMOTO, Emi, "Japanese Law of Torts
as a Mixed Law", Writing Japanese Law
in English -A Conference on Comparative
Approaches to Japanese Law and Common
Law-, Clare Hall, Cambridge (United
Kingdom), 2014.8.26

㉒ YOSHIMURA, Tomoyo, Remarriage in Roman
law and the remarriage of Penelope,
Conference "Odysseus and the Odyssey",
Fondation Hardt, Genève,
Switzerland, 2014.8.23

㉓ MATSUMOTO, Emi, "Legal treatment for a
missing person --- Japanese law to be
applied in Odysseus' case",
International Conference "Odysseus
and the Odyssey" Fondation Hardt,
Geneva (Switzerland), 2014.8.22

http://www.fondationhardt.ch/wp-content/uploads/2014/05/Hardt-Odysseus-Conf-Programme_12.08.1

㉔ MATSUMOTO, Emi, and KASAI Yasunori,
"Mixed legal system in Japan", Novi Sad
(Serbia), 2014.4.29

㉕ MATSUMOTO, Emi, KASAI Yasunori, "Mixed
legal system in Japan with special
reference to tort law", Belgrade
(Serbia), 2014.4.28

〔図書〕(計 10件)

【共訳】木曾明子、葛西康徳他訳・解説、
デモステネス『弁論集 5』西洋古典叢書、
京都大学出版会、2018年、印刷中

【共訳】フランソワ・アルトグ著、葛西
康徳、松本 英実訳『オデュッセウスの記
憶 古代ギリシアの境界をめぐる物語』東
海大学出版部、2017年3月20日、全450
頁 ISBN-10: 4486019504 ISBN-13:
978-4486019503

高橋和之・小早川光郎・能見善久・伊藤真・
山口厚編、『法律学小辞典第五版』有斐閣
2016年3月、葛西 康徳法制史関係項目全
体責任編集ほか担当項目「ディケー」「ノ

モス」「弁論術」「立法者」; 松本 英実「混合法」p.458、「ハーモナイゼーション(法の)」p.1082、「ボギシッチ」p.1216、「ローマン=ダッチ・ロー」p.1364; 吉村朋代「信託遺贈」731頁; 溜箭将之「インド法」査読有

MATSUMOTO, Emi, "Tort Law in Japan," BUSSANI, Mauro & SEBOK J. Anthony (eds.), *Comparative Tort Law. Global Perspectives* (Edward Elgar Publishing), 2015, p. 359-384. 査読有

小川富之・吉村朋代・竹田智志・土居俊平・大島一悟・廣瀬孝壽・下田大介・古川瓊子・穴戸育世、『民法』、八千代出版、7-24頁、2015年

中川淳、於保不二雄、山本正憲、岩志和一郎、田中通裕、国府剛、明山和夫、国府剛、辻朗、山口純夫、久貴忠彦、犬伏由子、二宮周平、吉村朋代、佐藤義彦、神谷遊、小川富之、新井誠、上山泰、床谷文雄、埴陽子、松尾知子『新版注釈民法ノ(25)親族(5)親権・後見・保佐及び補助・扶養-- 818条~881条 改訂版【DVD版】』、有斐閣、2014年

葛西 康徳「憲法は変えることができるか—古代アテネの場合」長谷部恭男編『この国のかたちを考える』岩波書店所収 63-99頁、2014年11月

タマル・フランケル著三菱UFJ信託銀行 Fiduciary Law 研究会訳・溜箭将之監訳、『フィデューシャリー「託される人」の法理論』弘文堂、2014年

鳥飼慎一郎・溜箭将之・Brett Cumming, *Legal Minds - 15 Journeys in Law*, 総104頁、金星堂、2014年

MATSUMOTO, Emi, "Learning Law in the Globalizing World", SEED BOOK 12, Aoyama Gakuin, 2014, p.27-32

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<https://dokushojin.com/article.html?i=1272>

<http://navy.ap.teacup.com/book-recommended/398.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

松本 英実 (MATSUMOTO, Emi)
青山学院大学・法学部・教授
研究者番号：50303102

(2) 研究分担者

吉村 朋代 (YOSHIMURA, Tomoyo)
広島国際大学・心理科学部・准教授
研究者番号：70284148

溜箭 将之 (TAMARUYA, Masayuki)
立教大学・法学部・教授
研究者番号：70323623

葛西 康徳 (KASAI, Yasunori)
東京大学・大学院人文社会研究科(文学部)・教授
研究者番号：80114437

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

D. イベトソン (David Ibbetson) ケンブリッジ大学ローマ法欽定講座教授

J. ケアンズ (John Cairns) エディンバラ大学法学部ローマ法教授

T. ベネット (Thomas Bennett) ケープ・タウン大学法学部名誉教授

R. オズボーン (Robin Osborne) ケンブリッジ大学教授

J. テイト (Joshua Tate) 南メソジスト大学デッドマン・ロースクール准教授 Dedman Law School, Southern Methodist University

S. アヴラモヴィチ (Sima Avramovic) ベオグラード大学法学部長、教授

D. ニコリッチ (Dusan Nikolic) ノヴィ・サド大学学長

Z. ラシヨヴィチ (Zoran Rasovic) モンテネグロ大学法学部教授

S. ジヴァノヴィチ (Stane Divanovic) クロアチア・アカデミー、ボギシッチ・コレクション主任

K. ヴコヴィチ (Kresimir Vukovic) オクスフォード大学、英国ローマ研究所